

福岡市新青果市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市新青果市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市場関係者が新青果市場内で構内の運搬用として使用する特殊自動車のうち、電動フォークリフト及び電動ターレット式構内運搬自動車（以下「電動車両」という。）を購入及びリース契約を行う場合に、その経費の一部を補助することにより新青果市場内の車両電動化の推進を図り、排出ガスを低減し市場内の衛生環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新青果市場

福岡市東区みなと香椎地区に統合・移転する新設青果市場をいう。

(2) 市場関係者

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年条例第59号）（以下「業務条例」という。）に定める卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者をいう。

(3) 許可・承認

業務条例に定める農林水産大臣による卸売業者に対する許可、市長による仲卸業者・関連事業者に対する許可及び売買参加者に対する承認をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。なお、本補助金の対象者は公募により募集する。

(1) 新青果市場において許可・承認を受けた者又は許可・承認を受ける見込みである市場関係者

(2) 前号に掲げる市場関係者で組織する団体

(3) 前各号のほか市長が認める者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなないものとする。

(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がある者（市長が特に認める場合を除く。）

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 法人でその役員のうち前号に該当する者のある者

(4) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表1に定める補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、経費(以下「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助率により算出し、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

2 前項における補助金の額の限度額は、別表1に定める額とする。

3 算出した補助金の額に十円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の要件)

第6条 補助金の交付対象となる電動車両は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 新青果市場において納車又はリースが開始され、新青果市場用地内及び新青果市場西側事業所用地(以下「市場内」という。)のみで使用されるものであること。

(2) 福岡市中央卸売市場青果市場特殊自動車規制要綱に定める登録証の交付を受ける予定であること。

(3) リース契約期間は4年間以上であること。

(補助対象事業の認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業収支予算書(様式第2号)

(2) 購入又はリース契約を行う予定の電動車両の仕様及び金額を証する見積書

(3) 法人の場合は役員名簿

(4) 財務諸表の写し

(5) 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象事業認定申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

3 市長は、第1項の申請にあたり、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象事業の認定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の認定の可否を決定し、補助対象事業認定(却下)通知書(様式第3号)にて申請者に通知するもの

とする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助対象事業の認定に係る事項につき修正を加えて補助対象事業の認定をすることができる。

(補助対象事業の内容の変更等)

第9条 前条1項の補助対象事業認定通知書を受けた者（以下「補助認定者」という。）は、補助金の交付予定額の変更又はリース期間の変更若しくは補助対象事業を中止する場合においては、補助対象事業（変更・中止）承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、補助金の交付予定額等を変更し又は補助事業を中止することができる。

- 3 市長は、補助金の交付予定額を変更等したときは、補助対象事業変更決定通知書（様式第5号）により補助認定者に通知するものとする。

(補助対象事業の遂行)

第10条 補助認定者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第11条 補助認定者は、電動車両を購入又はリース契約を締結したときは、別表2に定める期日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、リース契約における次年度以降の交付申請の際には、第2号及び第3号を除く添付書類の提出は要さない。

- (1) 事業収支決算書（様式第7号）
- (2) 購入にあたっては領収書の写し。リース契約にあたっては当該契約書の写し及びリース料金の支払を証明できるもの
- (3) 第6条第2号に規定する電動車両であることが確認できるもの（特殊自動車登録証の写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その申請に係る補助対象事業の成果が認定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書（様式第8号）により、補助認定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定による補助金交付決定通知書（様式第8号）を受けた者（以下「補助金

交付対象者」という。)は、速やかに福岡市会計規則による請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求に係る補助金の交付を行う。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、補助金交付対象者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。第12条の補助金確定通知を行った後においても同様とする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金を受けて購入又はリースした電動車両を、市長の承認を受けずに市場内以外で使用していることが判明したとき

(3) 第9条の規定に基づく市長の承認を受けずに、補助対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止したとき

(4) 補助金交付申請書に記載された予定期間内に補助対象事業を実施しないとき

(5) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令、本市の条例若しくは規則、この要綱又はこれらに基づく市長の命令若しくは指示に違反したとき

(6) 補助金交付対象者が、第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定(一部)取消通知書(様式第9号)により、補助金交付対象者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第10号)により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金)

第16条 補助金交付対象者は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から返還納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返還納付した場合におけるその後の期間については、その額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で加算した加算金を市に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助金交付対象者は、購入又はリース契約の締結の日から4年を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金交付対象者は、前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前項の申請を受けた場合においては、財産処分承認書(様式第12号)により、前項の申請をした者にその処分の可否を通知するものとする。

4 前号の規定により、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合、補助金交付対象者は、その収入の金額が補助金の額を上回るときは当該補助金の全額を、また、その収入の金額が補助金の額を下回るときは当該収入の全額を市に納付するものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱の規定に基づく補助金の申請、実績報告及び請求等の事務については、委任状（様式第 13 号）の提出により、第三者に委任することができる。

(関係書類の整備)

第 19 条 補助金交付対象者は、当該補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類や帳簿等は事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。

(立入検査等)

第 20 条 市長は、補助金等の交付に関し必要があるときは、補助金交付対象者に報告させ又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(地位の継承)

第 21 条 補助金交付対象者に係る合併、分割又は譲渡その他の事由により、補助対象事業の認定又は交付決定を受けた事業若しくはその対象事業によって取得した物件または権利を承継しようとする者は、市長の承認を得て、補助金交付対象者の地位を承継することができる。

(その他)

第 22 条 この要綱の施行について必要な事項及びこの要綱によりがたい場合の措置については、農林水産局長が別に定める。

別表 1 (第 5 条第 1 項関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 電動フォークリフトの購入	車両本体購入費又はリース料金(消費税及び地方消費税の額を除く) ただし、次の各号に掲げる経費を除く 1 契約手続等に要する経費 2 燃料費 3 その他補助対象とすることが適当でないと市長が認める経費	補助対象経費の 1/3 以内	1 1 台につき 80 万円を上限とする。
2 電動フォークリフトのリース			2 1 台につき月額リース料金 16,660 円を上限とし、48 月を超えないものとする。
3 電動ターレット式構内運搬自動車の購入			3 1 台につき 30 万円を上限とする。
4 電動ターレット式構内運搬自動車のリース			4 1 台につき月額リース料金 6,250 円を上限とし、48 月を超えないものとする。

別表 2 (第 11 条関係)

区 分	補助金交付申請書兼実績報告書の提出期日
購 入	購入した日の属する月の末日まで
リ ー ス	年度(4月から3月まで)の実績を当該年度の3月末日まで ただし、年度の途中で補助対象期間が終了する場合は、終了した月の末日まで

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(期 間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の申請期限は平成 29 年 3 月 31 日までとする。